

令和 7 年第 1 回臨時会

長野原町議会会議録

令和 7 年 5 月 9 日 開会

令和 7 年 5 月 9 日 閉会

長野原町議会

令和7年5月第1回長野原町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (5月9日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸報告	7
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○日程の追加	15
○副議長の辞職許可について	15
○日程の追加	16
○選挙第1号	16
○副議長当選承諾及び挨拶	18
○動議の提出	18
○日程の追加	19
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	20

○動議の提出	2 4
○日程の追加	2 5
○発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5
○常任委員会委員の選任について	3 0
○議会運営委員会委員の選任について	3 3
○日程の追加	3 4
○各特別委員会委員の選任について	3 4
○選挙第 2 号～選挙第 4 号	3 5
○閉会の宣告	3 6
○署名議員	3 9

長野原町告示第106号

令和7年5月第1回長野原町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年4月23日

長野原町長 萩原睦男

1 招集期日 令和7年5月9日

2 招集場所 長野原町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例の一部を改正する条例制定について）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）
- (3) 議会改革特別委員会の設置に関する決議について
- (4) 常任委員会委員の選任について
- (5) 議会運営委員会委員の選任について

○応招・不応招議員

応招議員（１０名）

１番 杉 崎 能 久 君

３番 土 屋 匡 君

５番 星 河 明 彦 君

７番 入 澤 信 夫 君

９番 浅 沼 克 行 君

２番 湯 本 宗 一 君

４番 萩 原 広 美 君

６番 富 澤 重 男 君

８番 黒 岩 巧 君

１０番 牧 山 明 君

不応招議員（なし）

第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和 7 年 5 月 第 1 回長野原町議会臨時会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 7 年 5 月 9 日（金曜日）午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例の一部を改正する条例制定について）
- 第 5 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）
- 第 6 発議第 1 号 議会改革特別委員会設置に関する決議について
- 第 7 常任委員会委員の選任について
- 第 8 議会運営委員会委員の選任について

議事日程の追加（第 1 号の追加）

- 第 1 副議長の辞職許可について
- 第 2 選挙第 1 号 副議長の選挙について
- 第 3 発議第 2 号 議長選挙を行うことを求める決議について
- 第 4 発議第 3 号 議長不信任決議について
- 第 5 各特別委員会委員の選任について
- 第 6 選挙第 2 号 西吾妻衛生施設組合議会議員の補欠選挙について
- 第 7 選挙第 3 号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の補欠選挙について
- 第 8 選挙第 4 号 西吾妻福祉病院組合議会議員の補欠選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10 名）

1 番 杉 崎 能 久 君

3 番 土 屋 匡 君

5 番 星 河 明 彦 君

7 番 入 澤 信 夫 君

9 番 浅 沼 克 行 君

2 番 湯 本 宗 一 君

4 番 萩 原 広 美 君

6 番 富 澤 重 男 君

8 番 黒 岩 巧 君

1 0 番 牧 山 明 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	萩 原 睦 男 君	副 町 長	梶 野 寛 丈 君
教 育 長	小 林 敦 子 君	総 務 課 長	唐 澤 正 人 君
未来ビジョン 推 進 課 長	佐 藤 忍 君	町民生活課長	中 島 淳 君
健康福祉課長	野 村 一 義 君	税務会計課長	土 屋 猛 君
農 林 課 長	佐 藤 信 利 君	建 設 課 長	清 水 洋 介 君
上下水道課長	篠 原 博 信 君	教 育 課 長	萩 原 喜 隆 君
会 計 管 理 者	矢 野 今朝治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	本 田 昌 也	書 記	高 橋 里 香
---------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

長野原町内の桜前線も、ハッ場地区からようやく浅間高原に達し、浅間高原の標高の高いほうでは、まだ若干桜が残っておりますけれども、新緑が生い茂るすがすがしい季節となりました。

議員各位におかれましては、大変ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の議会臨時会は、専決処分の承認についての審議等が予定されております。議員各位のご協力をよろしくお願いします。

なお、本日の会議についてですが、希望する方につきましては、マスクの着用を許可いたします。

◎町長挨拶

○議長（黒岩 巧君） それでは、初めに、町長の挨拶をお願いします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。

先日の議会運営委員会でも申し上げましたが、本日町から上程する案件は、専決処分をお認めいただく議案2件のみでございます。

その後は、議員の皆様が主になって、議会の新たな体制を決めていく非常に重要な議会であるというふうに認識しております。

私は議会に口を出す立場でもありませんし、議会内部のことをはっきりと把握できる立場でもありませんけれども、少し穏やかでない話が漏れ聞こえてきております。

私よりも政治家として長い議員の方は、この10名の中で3名おります。いわゆる先輩の政治家が3名おります。人生という観点から見ますと、10名のうち9名が大先輩に当たります。12月の議会のときに、私が少し熱くなってしまったときに、その人生の先輩、そして政治家としての先輩の議員の方から、全てが公開になる議場で、ああいうやり方をやらなくても、向き合って話し合うことで解決ができたのではないかというご指摘、ご指導をいただきました。

確かに、もっと平和的に解決する方法は、幾つもあったなというふうに反省もいたしましたし、先輩の方からご指導をいただいた言葉には、とても感謝しておるところでございます。

今回、真相ははっきり分かっていませんけれども、どうやら議員内部のことだろうなというふうに想像しておりますけれども、今日も全てが公開になっている議場の席でありますので、そこで先輩方がどのような解決をされるのか、お手本をしっかりと拝見させていただきたいというふうに考えております。

いずれにしても、先輩議員の方々、それぞれ期数云々、長短があると思いますが、議員の皆様はそれぞれ対等だと思っております。お一人お一人の発言・行動は、同じ責任があると思います。それが町民の皆さんのためなのか、町民の皆さんの幸せにつながるものなのか、そのあたりを首長として、はっきりと見極めさせていただきたいと思います。

未来につながる議会となりますことを心からお祈り申し上げまして、簡単でございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は10名であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和7年5月第1回長野原町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（黒岩 巧君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（黒岩 巧君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（黒岩 巧君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において7番、入澤信夫君、9番、浅沼克行君を指名します。

◎会期の決定

○議長（黒岩 巧君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。会期は、去る4月23日開催の議会運営委員会において協議の結果、本日1日を予定したところでございます。会期は本日1日とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思います。

◎諸報告

○議長（黒岩 巧君） 日程第3、諸報告は、議会運営委員会、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、浅沼克行君。

〔議会運営委員長 浅沼克行君 登壇〕

○議会運営委員長（浅沼克行君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本委員会は、下記事項について協議したので、報告いたします。

記

1. 委員会開催日時 令和7年4月23日（水）午前10時より

2. 出席者 ご覧いただきたいと思います。

3. 協議事項

（1）5月議会臨時会の日程について

会期 5月9日（金）、会期1日間とした。

（2）議事日程及び会期日程表、提出案件について

議事日程及び会期日程表、提出案件、提案のとおり了承した。

（3）議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

（4）その他

1）当面の行事予定等について

予定表のとおり了承した。

2）令和7年6月議会定例会の開催について

・議会運営委員会 令和7年5月22日（木）。

・6月議会定例会 初日6月3日（火）、2日目6月13日（金）とした。

3）その他

・特になし。

4. 閉 会（午前10時32分）

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（黒岩 巧君） 議会運営委員会の報告が終了しました。

特に質問がありましたら、お願いします。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終結します。

次に、例月出納検査の報告でございますが、配付のとおり監査委員より報告書の提出がありましたので、ご覧いただければと思います。

最後に、議会活動報告、行事予定表については、配付のとおり了承いただきたいと思います。
す。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 承認第1号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に交付され、同年4月1日から施行となるため、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

税務会計課長。

○税務会計課長（土屋 猛君） それでは、承認第1号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分についてご説明いたします。

町長の説明のとおり、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に交付され、同年4月1日から施行となりましたが、関連しまして本町の税条例も一部改正する必要が生じましたので、専決処分にて対応させていただき、公布いたしました。

主な改正内容は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる通称・番号利用法の改正に伴うものです。

2枚目は専決処分書、3ページから5ページまでが改正文でございます。

6ページから新旧対照表となっておりますので、こちらでご説明いたします。

向かって左側が現行、右側が改正後でございます。また、改正箇所には下線がついております。

6ページの第36条の2第9項では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以降の説明では、通称の番号利用法と言わせていただきますので、よろしく願いいたします。これは、番号利用法第2条第8項に新たな定義を追加したため、項ずれを反映したものになります。

第63条の2第1項では、条文中の施行規則第15条の3の3を引用先の規定に合わせ、施行規則第15条の3第3項に改め、第1号では、番号利用法の改正に伴う条文中の項ずれである同条第16項を反映するため、規定中の書きぶりを法改正に合わせて改正したのになります。

7ページにいきまして、第82条の第1号では、軽自動車税種別割の標準税率に、新たな排ガス規制の関係で新基準原付を追加するため、税率区分を改正するものです。第1号のウに、新基準原付の0.125リットル以下かつ最高出力4.0キロワット以下のものについて、年税額を2,000円とするものです。

8ページにいきまして、減免規定の第89条の第2項第2号では、番号利用法の改正に伴う条文中の項ずれを反映するため、規定中の書きぶりを合わせ、9ページの上段の第5号では、減免申請書の記載事項に新たに定義された新基準原付を追加するため、定格出力の次に規定文を追加するものになります。

9ページの第90条第2項では、次の10ページの第5号及び第3項にかけまして、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の掲示義務にマイナ免許証の掲示を必要とする規定の整備としております。

11ページの第139条の3第1項では、番号利用法の改正に伴う条文中の項ずれを反映するため、規定中の書きぶりを法改正に合わせて改正しております。

同じく11ページ中段の第149条第1項第1号では、こちらも番号利用法の改正に伴う項ずれを反映するため、規定中の書きぶりを法改正に合わせて改正しております。

12ページにいきまして、附則の第10条の2第23項から第26項では、地方税法附則第15条第33項の規定が削除されたことに伴いまして、1項ずつ繰上げをし、項ずれを反映したのになります。

附則第10条の3では、第13項の次に特定マンションに係る減額措置の特例である第14項を

追加し、大規模修繕が行われたマンションに係る区分所有者からの申告書の提出がない場合にも、一定の要件に該当すると認められる場合は特例を該当できるように規定を追加し、13ページにかけては、既存の第14項以降を1項繰り下げたものになります。

13ページの改正前の附則第10条の4から17ページまでの附則第10条の5につきましては、特例の規定が終了したことによる規定文を削除し、現行の附則第10条の6を繰り上げ、附則第4条としております。

改正後、第10条の4では、地方税法の附則第16条の2及び第16条の3の規定が削除されたことに伴い、条文中の規定を17ページから18ページの第1号、第2号、第3号にかけても項ずれを反映し、第2項では、項ずれと年度を更新するため改正をし、第3項から19ページの第4項についても項ずれを反映したものになっております。

また、今回の一部改正では、施行規則につきまして附則を設けております。

5ページに一度お戻りいただいて、5ページの下段にお戻りください。

附則の第1条では、施行期日を令和7年4月1日とし、第2条では、固定資産税に関する経過措置と、第3条では、軽自動車税に関する経過措置を設けております。

なお、今回の改正の概要につきましては、20ページに記載しておりますので、後で参考でご確認いただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 承認第2号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に交付され、同年4月1日から施行となるため、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

税務会計課長。

○税務会計課長（土屋 猛君） それでは、承認第2号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分についてご説明いたします。

町長の説明のとおり、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に交付され、同年4月1日から施行となりましたが、関連しまして、本町の国民健康保険税条例も一部改正する必要が生じましたので、専決処分にて対応させていただき、公布いたしました。

2ページは専決処分書、3ページは改正文、4ページからが新旧対照表となっておりますので、こちらでご説明いたします。

向かって左側が現行、右側が改正後でございます。また、改正箇所には下線がついております。

第2条第2項では、ただし書中、基礎課税限度額を現行の65万円から66万円に引き上げ、第3項の後期高齢者支援金等課税限度額を現行の24万円から26万円とする限度額の引上げの

改正を行っております。

第23条第1項では、本文中の基礎課税額を65万円から66万円へ、後期高齢者支援金等課税限度額を現行の24万円から26万円へ、5ページですけれども、引き上げております。

5ページですけれども、第2号では、軽減判定所得の基準を5割軽減では29万5,000円から30万5,000円へ拡大させ、第3号の2割軽減では、軽減判定所得の基準を54万5,000円から56万円に拡大させる改正となっております。

なお、今回の一部改正では、施行期日の附則を設けております。

3ページにお戻りください。

第1項の施行期日につきましては令和7年4月1日から、第2項の適用区分では従前の規定を設けております。

なお、参考ですが、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税限度額の課税限度額対象者の世帯数は、令和6年度では14世帯となっております。

また、参考に、6ページには改正の概要、7ページには今回の改正のイメージ図をつけておりますので、後でご確認いただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。承認第2号は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 日程第6、発議第1号 議会改革特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者から提案趣旨説明を求めます。

9番、浅沼克行君。

〔9番 浅沼克行君 登壇〕

○9番（浅沼克行君） 議長の指名をいただきましたので、発議第1号の趣旨説明を行います。

議会改革については、議会機能の強化と充実を図るために、より先進的で実効性のある改革が必要と考えます。これらのことから、委員会を設置し、議会改革に向けて調査研究を行うものでございます。

委員の構成は議員10名とし、その他は決議書のとおりでございます。

議員各位のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 続いて、賛成者を代表して、賛成意見を求めます。

7番、入澤信夫君。

〔7番 入澤信夫君 登壇〕

○7番（入澤信夫君） 議長の指名により、発議第1号の賛成者を代表して賛成意見を述べます。

ただいま提出者説明のとおり、趣旨に賛同するものであります。

ご賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（黒岩 巧君） 説明が終了したので、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。発議第1号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とします。

再開は、10時30分に再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時30分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（黒岩 巧君） 休憩中に、副議長の富澤重男君より辞職願が提出されました。

お手元に写しを配付いたします。タブレットに入っておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

〔副議長辞職願写し配付〕

○議長（黒岩 巧君） お諮りします。この際日程に追加し、追加日程第1、副議長の辞職許可についてを日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

◎副議長の辞職許可について

○議長（黒岩 巧君） 追加日程第1、副議長の辞職許可についてを議題とします。

本件は、本人の一身上に関するものであります。地方自治法第117条の規定により、退場を求めます。

6番、富澤重男君。

〔6番 富澤重男君 退席〕

○議長（黒岩 巧君） お諮りします。本件は本人の申出によるものです。富澤重男君の副議

長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、富澤重男君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

6 番、富澤重男君の入場をお願いします。

〔6 番 富澤重男君 復席〕

○議長（黒岩 巧君） ただいま副議長の辞職が許可されました。

ここで、副議長辞任の挨拶をお願いします。

6 番、富澤重男君。

〔6 番 富澤重男君 登壇〕

○6 番（富澤重男君） 議長の指名をいただきましたので、副議長辞任に当たり、一言お礼の挨拶を申し上げます。

令和 5 年 5 月臨時会において、議員皆様の温かいご支援とご協力により副議長の要職に就任させていただき、微力ではございますが、何とか務めることができました。これも同僚議員の皆様のご指導のたまものと思います。

ここに慎んで厚く御礼申し上げまして、辞任の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎日程の追加

○議長（黒岩 巧君） お諮りします。副議長が欠けたので、日程に追加し、追加日程第 2、選挙第 1 号 副議長の選挙についてを日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

◎選挙第 1 号

○議長（黒岩 巧君） 追加日程第2、選挙第1号 副議長の選挙についてを議題とします。

選挙の方法は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、杉崎能久君、2番、湯本宗一君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため、申し上げます。

この選挙は、公職選挙法の一部が適用され、単記無記名、法定得票数等が準用されます。

当選人とすべき議員1人の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（黒岩 巧君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（黒岩 巧君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順次前に出て、投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（黒岩 巧君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黒岩 巧君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

1番、杉崎能久君、2番、湯本宗一君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（黒岩 巧君） 投票の結果を報告します。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち、入澤信夫君 10票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、入澤信夫君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（黒岩 巧君） 副議長に当選された入澤信夫君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を行います。

◎副議長当選承諾及び挨拶

○議長（黒岩 巧君） 副議長当選の承諾と併せて挨拶をお願いします。

7番、入澤信夫君。

〔7番 入澤信夫君 登壇〕

○7番（入澤信夫君） 議長の指名をいただきましたので、副議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位のご推挙により、長野原町議会副議長に選ばれましたことは、この上ない光栄に存じます。同時に、責任の重大さも痛感しているところでございます。

今後とも、議員皆様のご指導、ご鞭撻を賜り、誠心誠意、職務に全うする覚悟でございます。どうか一層のお力添えをくださいますようお願い申し上げます。副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒岩 巧君） 以上で、副議長の選挙を終結します。

◎動議の提出

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 10番、牧山明君。

○10番（牧山 明君） ここで、議長の辞職及び議長選挙を行うことを求める決議についての動議を提出いたします。

○議長（黒岩 巧君） ただいま10番、牧山明君から、議長の辞職及び議長選挙を行うことを求める決議についての動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がおりますので、成立します。

ここで、議案準備のため、暫時休憩とします。

10時45分に再開します。再開は10時45分です。よろしくお願いします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時43分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開します。

◎日程の追加

○議長（黒岩 巧君） お手元に配付のとおり、この動議は、会議規則第15条の規定により成立要件を満たしております。

お諮りします。この際日程に追加し、追加日程第3、発議第2号 議長の辞職及び議長選挙を行うことを求める決議についてを日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

追加日程第3、発議第2号 議長の辞職及び議長選挙を行うことを求める決議についてを議題とします。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 本件は、私の一身上に関するものであります。

地方自治法第117条の規定により退場いたします。

入澤副議長、議長席への移動をお願いします。

〔8番 黒岩 巧君 退席〕

〔副議長 入澤信夫君 議長席に着席〕

○副議長（入澤信夫君） 地方自治法第106条の規定により、議長の職務を執らせていただきます。

ただいまの出席議員は8名です。

提出者の10番、牧山明君から、提案理由の説明を求めます。

10番、牧山明君。

〔10番 牧山 明君 登壇〕

○10番（牧山 明君） 議長の許可をいただきましたので、ここで、発議第2号 議長の辞職及び議長選挙を行うことを求める決議についての提案理由を説明させていただきます。

令和7年4月23日及び令和7年5月1日の議員懇談会の中で、議長に立候補したい旨の議員がいる中、9名の議員が議長の選挙を求めています。慣例に従って、議長には辞職してもらい、公正な選挙による次の議長を決めることを求めます。

以上、よろしくお願いします。

○副議長（入澤信夫君） 提案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

どなたかご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（入澤信夫君） なければ質疑を終結しますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（入澤信夫君） 異議なしということで、続いて討論を行います。

まず、反対者の発言を許可します。

どなたか反対の意見の方はありますか。

〔発言する者なし〕

○副議長（入澤信夫君） なければ、次に、賛成者の発言を許可します。

どなたか賛成の意見の方はいますか。

9 番、浅沼さん。

○9 番（浅沼克行君） それでは、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど牧山議員がおっしゃったことに対しての追加なんですけれども、申し上げます。

やはり、議長選挙へ立候補する方がいるというのが事実でございますので、選挙を行って決めるというのが一番の民主的なことではないかと思います。

そして、私も議員懇談会のときに申しましたが、議長選挙を行う前には、やはり議長が一旦辞職しなければならない。そして、そういったことが今までの慣例となっていたわけでございます。そういったことを全く無視して、自分が立候補、議員必携に基づいたことでやるということには、納得できない状況でございます。

そして、なおかつ、出馬に関しての理由を示さない、そんな理不尽なことがあっていいんでしょうか。はっきりそういったことを示した中で、議員に対しての信任を受けるといったことが必要ではないかと私は思っています。

私も議員懇談会のときに申しましたが、議長選挙を行い、そして、その結果がどちらになっても、議員全体がノーサイドで議会運営に当たっていかうじゃないかということをやったわけでございますが、そういったことを全く黒岩議長は無視して、自分がやるんだということの一边倒のことだけのことで、今まで進んできているのが現状だと思います。そういった黒岩議長の慣例破りのやり方というのは、私は納得できないものであります。

以上のことから、議長不信任、そして選挙を行ってもらうこと、そういったことを要望いたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（入澤信夫君） ほかに討論ありますか。

〔発言する者なし〕

○副議長（入澤信夫君） なければ、討論を終結します。

ここで、地方自治法第117条の規定により除斥となっている8番、黒岩巧君から弁明したい旨の申出があります。

お諮りします。この申出に同意することについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（入澤信夫君） 異議なしと認めます。

よって、8番、黒岩巧君の弁明の申出に同意することに決定いたしました。

8番、黒岩巧君の入場と弁明を許可します。

〔8番 黒岩 巧君 復席〕

○副議長（入澤信夫君） それでは、8番、黒岩巧君、弁明をお願いいたします。

〔8番 黒岩 巧君 登壇〕

○8番（黒岩 巧君） 8番、黒岩でございます。

議長の許可をいただきましたので、私への議長の辞職及び議長選挙を行うことを求める決議についての弁明をさせていただきます。

皆さんもご存じのとおり、議長の任期は地方自治法第103条第2項に、議長及び副議長の任期は議員の任期によると規定をされております。議員の任期ということは、選挙から次の選挙までの4年間というふうに解されております。法律にのっとれば、私の任期は、あと2年残っているということになるわけでございます。

そのような法律的な裏づけがある中で、慣例という名の下に、これまでも2年ごとの交代が行われてきたわけでございますけれども、これが一般の皆様からの感覚からすると、議会は法令を守らない場所なのか。

昨今、コンプライアンス、法令遵守ということが叫ばれております。議員、議会は、何よりもコンプライアンス、法令遵守を遵守すべき立場にある人々の集まりだと思っております。その議会が法令遵守をしない、コンプライアンスを破るということに対して、一般市民の皆様にもどのような説明をするのか、どのように納得していただくのか、議会の中の慣例、これが一般市民の皆様にも伝わるのか、その1点の弁明について、私の思いということで弁明にさせていただきます。

弁明の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（入澤信夫君） 以上で、8番、黒岩巧君の弁明が終了しました。

8番、黒岩巧君の退場を求めます。

〔8番 黒岩 巧君 退席〕

○副議長（入澤信夫君） これより、発議第2号について採決いたします。

お諮りします。発議第2号は無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（入澤信夫君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（入澤信夫君） ただいまの出席議員は8名であります。

次に、立会人の指名をします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、杉崎君、2番、湯本君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（入澤信夫君） 念のため、申し上げます。

議長の辞職及び議長選挙を行うことを求める決議について、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかなでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（入澤信夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（入澤信夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順次前に出て、投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（入澤信夫君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（入澤信夫君） なしということで、投票を終わります。

直ちに開票を行います。

1番、杉崎君、2番、湯本宗一君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（入澤信夫君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 8票

有効投票数 8票

無効投票数 0票

有効投票数のうち、

賛成 7票

反対 1票

以上のとおり、賛成が多数です。

よって、発議第2号は可決されました。

議場の入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（入澤信夫君） 次に、黒岩巧君の入場を許可いたします。

〔8番 黒岩 巧君 復席〕

○副議長（入澤信夫君） 8番、黒岩巧君に申し上げます。

発議第2号は可決となりました。

これをもって、議長の職務を終了します。ご協力ありがとうございました。

〔議長 黒岩 巧君 議長席に着席〕

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◎動議の提出

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 10番、牧山明君。

○10番（牧山 明君） ここで、議長不信任決議についての動議を提出いたします。

○議長（黒岩 巧君） ただいま10番、牧山明君から、議長不信任決議についての動議が提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので成立します。

ここで、議案の準備のため、暫時休憩とします。

再開は、11時5分に再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開します。

◎日程の追加

○議長（黒岩 巧君） お手元に配付のとおり、この動議は、会議規則第15条の規定により成立要件を満たしております。

お諮りします。この際日程に追加し、追加日程第4、発議第3号 議長不信任決議についてを日程の順序を変更して、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

追加日程第4、発議第3号 議長不信任決議についてを議題とします。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒岩 巧君） 本件は、私の一身上に関するものであります。

地方自治法第117条の規定により退場いたします。

入澤副議長、議長席へ移動をお願いします。

〔8番 黒岩 巧君 退席〕

〔副議長 入澤信夫君 議長席に着席〕

○副議長（入澤信夫君） 地方自治法第106条の規定により、議長の職務を執らせていただきます。

ただいまの出席議員は8名です。

提出者の10番、牧山明君から、提案理由の説明を求めます。

10番、牧山君。

〔10番 牧山 明君 登壇〕

○10番（牧山 明君） 議長の許可をいただきましたので、発議第3号 議長不信任決議についての提案理由を述べさせていただきます。

他の議員の推挙によって議長の職に就いたにもかかわらず、議員の求める民主的公正な選挙を個人的な理由で拒否し、強引な運営をする黒岩巧議長は信頼に値しない。

慣例を重んじることがコンプライアンス違反だというのであれば、議長任期を1年と決め

た群馬県議会ですら、コンプライアンス違反だということを言っているものであります。断じてこれを容認することはできません。

よって、議長の不信任を決議することを求めます。よろしくお願いします。

○副議長（入澤信夫君） 提案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

どなたかご質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（入澤信夫君） なければ、質疑を終結します。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（入澤信夫君） 続いて、討論を行います。

まず、反対者の発言を許可します。

どなたか反対の意見の方はおりますか。

〔発言する者なし〕

○副議長（入澤信夫君） なければ、次に、賛成者の発言を許可します。

どなたか賛成の意見の方はおりますか。

9 番、浅沼さん。

○9 番（浅沼克行君） それでは、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほど牧山議員が言ったことと関連もあるんですけども、私、違う方面からちょっと言わせていただきます。

先日議長が、7月2日、3日、4日に議員研修を北海道で行うということを発表して、文書で配りました。私は、それをいつ決めたのか、全く聞いていなかったわけなんです。全く決めていない状況で、北海道2泊3日というような形で決めていいのか。何人の方にも私、その話を聞いてみたら、ほとんどの方が聞いていないというような状況でありました。

そして、ある人の話から、黒岩議長がこの研修旅行について、4年に1回のあれには、2泊3日はやる必要があると言っているといった話も聞きました。しかし、全くそんなことは議会の中で決めたわけじゃないし、今までも確かに2泊3日で行った例はありました。東北方面で2泊3日、行ったことがあります。

そして、私の議長のとときに、北海道に2泊3日で行きました。そのときも、その場所、行く意味といったことも皆さんにお話ししながら、皆さんに了承してもらって、決めていったという覚えがあります。そういったことを全く無視してやる黒岩議長が、果たして議長とし

てふさわしいのか、私は疑問に思っています。

そういった意味から、この不信任案に賛成いたします。皆さん、よろしくお願いいたします。

○副議長（入澤信夫君） ほかに討論ありますか。

〔発言する者なし〕

○副議長（入澤信夫君） なければ、討論を終結します。

ここで、地方自治法第117条の規定により除斥となっている8番、黒岩巧君から弁明したい旨の申出があります。

お諮りします。この申出に同意することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（入澤信夫君） 異議なしと認めます。

よって、8番、黒岩巧君の弁明の申出に同意することに決定いたしました。

8番、黒岩巧君の入場と弁明を許可します。

〔8番 黒岩 巧君 復席〕

○副議長（入澤信夫君） それでは、8番、黒岩巧君、弁明をお願いいたします。

〔8番 黒岩 巧君 登壇〕

○8番（黒岩 巧君） 8番、黒岩でございます。

議長の許可をいただきましたので、私への議長不信任決議に対し、弁明をさせていただきます。

提案者の不信任の理由は、慣例を破り辞表を提出しなかったという点が、最大の理由かと存じます。

自治体議会の議長の任期は、地方自治法第103条2項に議長及び副議長の任期は議員の任期によると規定されております。つまり、法律にのっとれば、選挙後の初議会から次の選挙までの4年間ということになります。

しかしながら、多くの自治体で慣例により、1年または2年で交代する例が見られます。なぜ慣例により、地方自治法の規定に反したことが行われてきたのか。

かつての議員定数は、どの自治体も今よりはるかに多く、現在の倍ほどが当たり前でした。そのため、多くの議員が議長となるために、議長ポストを多くの議員に回すために、慣例という名の下に、地方自治法に反することが行われてきました。また、現在も行われています。

私たち議員が活動するに当たり、最も重視すべきなのは、法令なのは言うまでもありませ

ん。いわゆるコンプライアンス、法令遵守であります。コンプライアンスを率先して実行しなければならない立場の議員が、慣例という名の下に、長きにわたり堂々と法令違反をしてきました。私は、このことに疑問を感じておりました。

議長及び副議長の任期を4年以外にするのであれば、各自治体の実情によって条例化するなど、法的な裏づけが必要であると思います。

慣例以外にも、議会には自治体によって、内規、先例、申し送り、申合せ、さらには不文律、暗黙の了解のような事例もあるようです。一般住民の皆さんからしたら、何のことなのか、さっぱり分からないことだらけだと思います。私も議員になったばかりの頃は、分からないことだらけでした。しかし、その一般住民の感覚は、議員になっても忘れてはいけない大切なものだと思います。

議会の常識は世間の非常識などとやゆされるようなことは改めていかないと、とても住民に開かれた議会、分かりやすい議会の実現など、夢のまた夢に終わってしまうと危惧するところであります。ブラックボックスの中で物事が決まるようなことや、旧態依然とした体制は改めていかなければ、町のため、町民の皆さんのためにもならないと考えております。

政治家の端くれとしての私の政治信条は、常に謙虚に誠実に、感謝と奉仕の心を忘れずに自覚と覚悟を持って行動する、これであります。議員になってから培われてきたこともございますが、終始一貫、常にこのとおりに行動できているか、自問自答しながら行動しております。

かつては長野原町議会でも、慣例により、2年ごとに議長及び副議長は交代していました。しかし、先ほど申し上げたとおり、地方自治法に反することであり、議員定数が半減した中ではいかななものかと思えます。また、その慣例は既に破られた事例もあります。

今回の私の決断は、熟慮に熟慮を重ねた結果であり、何があっても、どんな逆風が吹こうとも、決して退かず最後までやり抜く、私より上の先輩世代、私たちの世代、私たちの下の世代、子育て世代、若者世代、子供世代、全ての世代の今後のために、今やれることをやるという不退転の決意を持って臨んでおります。長野原町議会が町民に開かれたすばらしい議会になることを願っています。

先ほど賛成討論の中で、モニターで拝見しておりましたが、今年の視察先を私が勝手に決めたという発言がございました。私には、そのような感覚は全くございません。前もって皆さんに相談しながら、議会事務局と相談しながら、予算の手当てもありますので、独断で一方的に決めて、皆さんにそれを押しつけたわけでも何でもありません。4年の間に1回ぐら

い、2泊3日でどうですかというご相談もされました。それを失念されているのではないかと、ちょっと驚いたわけでございます。

法令を遵守しようとする者が不信任が突きつけられたということは、今後どのようなことを引き起こすのか、議員各位の良識ある判断をお願いして、私の弁明を終わらせていただきます。

弁明の機会をいただき、誠にありがとうございました。

○副議長（入澤信夫君） 以上で、8番、黒岩巧君の弁明が終了しました。

8番、黒岩巧君の退場を求めます。

〔8番 黒岩 巧君 退席〕

○副議長（入澤信夫君） これより、発議第3号について採決いたします。

お諮りします。発議第3号は無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（入澤信夫君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（入澤信夫君） ただいまの出席議員は8名であります。

次に、立会人の指名をします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、杉崎君、2番、湯本君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、議長不信任決議について、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（入澤信夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（入澤信夫君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（入澤信夫君） 異状なしと認め、ただいまから投票を行います。

1 番から順次前に出て、投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○副議長（入澤信夫君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（入澤信夫君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

直ちに開票を行います。

1 番、杉崎君、2 番、湯本君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（入澤信夫君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 8 票

有効投票数 8 票

無効投票数 0 票

有効投票数のうち、

賛 成 7 票

反 対 1 票

以上のとおり、賛成が多数です。

よって、発議第 3 号は可決されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（入澤信夫君） 次に、8 番、黒岩巧君の入場を許可します。

〔8 番 黒岩 巧君 復席〕

○副議長（入澤信夫君） 8 番、黒岩巧君に申し上げます。

発議第 3 号は可決となりました。

これをもって、議長の職務を終了します。

ご協力ありがとうございました。

〔議長 黒岩 巧君 議長席に着席〕

◎常任委員会委員の選任について

○議長（黒岩 巧君） 日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第3条第1項の規定により、常任委員の任期は2年と定められております。このたび、常任委員の任期満了に伴い、選任が必要となったものです。

委員会の所属については、各自希望を取りまして、従前どおり希望に留意し、調整委員により調整を行います。

つきましては、調整委員を議長から指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、さよう決しました。

調整委員を議長において、正副議長、議会運営委員長を指名します。

それでは、事務局より希望調査票を配付させますので、氏名及び第2希望まで記入をお願いします。

〔希望調査票配付〕

○議長（黒岩 巧君） それでは、希望調査票を回収します。

〔希望調査票回収〕

○議長（黒岩 巧君） これより集計・調整のため、暫時休憩とします。

11時35分に再開します。再開は11時35分です。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時32分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開します。

希望を優先・調整した結果を報告します。

お手元に配付のとおり、総務文教常任委員に杉崎能久君、土屋匡君、富澤重男君、浅沼克行君、私、黒岩巧、産業建設常任委員に湯本宗一君、萩原広美君、星河明彦君、入澤信夫君、牧山明君、以上のとおりであります。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長において報告のとおり、各常任委員の指名をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員に選任することに決定しました。

ここで、委員会条例第9条の規定により、議長において各常任委員会を招集します。各常任委員会の委員長を互選していただき、委員長の下で副委員長を互選していただきます。

なお、最初に委員長を互選する際には、委員会ごとの年長議員の下で委員長を互選することになります。

ここで、暫時休憩とします。

再開は、11時40分に再開をしたいと思います。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時40分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開します。

各常任委員会の正副委員長が決定されましたので、報告します。

総務文教常任委員長に土 屋 匡 君 副委員長に杉 崎 能 久 君

産業建設常任委員長に牧 山 明 君 副委員長に湯 本 宗 一 君

以上のとおり、各常任委員会で互選されました。

ここで、各常任委員長より、就任の挨拶をお願いします。

まず、総務文教常任委員長、土屋匡君。

〔総務文教常任委員長 土屋 匡君 登壇〕

○総務文教常任委員長（土屋 匡君） 議長の指名をいただきましたので、一言ご挨拶させていただきます。

ただいま、総務文教委員の皆様方のご推挙をいただきまして、委員長の大役を仰せつかりました。

少子高齢化、教育問題、福祉の充実等々、課題が山積しております。当常任委員会の所管する様々な問題あるいは地域の要望に対し、委員皆様方と共に懸命に取り組む所存でございます。

今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いし、委員長就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（黒岩 巧君） 次に、産業建設常任委員長、牧山明君。

〔産業建設常任委員長 牧山 明君 登壇〕

○産業建設常任委員長（牧山 明君） 議長の指名をいただきましたので、産業建設常任委員長就任の挨拶をさせていただきます。

ただいま、産業建設常任委員の皆様方のご推挙をいただき、引き続き委員長の大役を仰せつかりました。

長野原町の基幹産業である観光と農業の振興は、今後の町の発展に欠かすことのできない大きな問題です。今後とも町の発展を願い、委員の皆様と懸命に努力する所存ですので、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いし、委員長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（黒岩 巧君） 日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

本案は、任期満了に伴う選任であります。

お諮りします。委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、お手元に配付のとおり土屋匡君、星河明彦君、浅沼克行君、牧山明君を指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで、委員会条例第9条の規定により、議長において議会運営委員会を招集します。議会運営委員会の委員長を互選していただき、委員長の下で副委員長を互選していただきます。

なお、最初の委員長を互選する際には、年長議員の下で委員長を互選することになります。

ここで、暫時休憩とします。

再開は11時50分に再開しますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時46分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開します。

議会運営委員会の正副委員長が決定されましたので、報告します。

委員長に浅 沼 克 行 君 副委員長に星 河 明 彦 君

以上のとおり、議会運営委員会で互選されました。

ここで、委員長より、就任の挨拶をお願いします。

議会運営委員長、浅沼克行君。

〔議会運営委員長 浅沼克行君 登壇〕

○議会運営委員長（浅沼克行君） ただいま、議会運営委員会の皆様のご推挙により、引き続き委員長の大役を仰せつかりました。

行政の諸問題を抱える中で、今後も様々な議事案件があろうかと思います。議員各位をはじめ、町当局、職員の皆様方にご協力を賜り、職務を全うするよう、誠心誠意努めてまいりたいと思います。

今後とも皆様方のご協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（黒岩 巧君） 以上で、議会運営委員の選任についてを終結します。

◎日程の追加

○議長（黒岩 巧君） 続いて、議会構成の変更に伴い、各特別委員会委員の選任が必要となりました。

この際日程に追加し、追加日程第5、特別委員会委員の選任についてを直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

◎各特別委員会委員の選任について

○議長（黒岩 巧君） 追加日程第5、各特別委員会委員の選任についてを議題とします。

各特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長におい

て配付のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、配付のとおり、各特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、委員会条例第9条第1項の規定により、議長において各特別委員会を招集します。
各特別委員会の委員長を互選していただき、委員長の下で副委員長を互選していただきます。

なお、最初の委員長を互選する際には、各委員会とも、年長の委員の下で委員長を互選することになりますので、よろしくお願いします。

ここで、暫時休憩とします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時53分

○議長（黒岩 巧君） 会議を再開します。

正副委員長が決定されましたので、報告します。

まず、国県道改良等促進特別委員会委員長に牧 山 明 君 副委員長に湯 本 宗
一 君

次に、災害対策特別委員会委員長に私、黒 岩 巧 副委員長に入 澤 信 夫 君

次に、議会改革特別委員会委員長に私、黒 岩 巧 副委員長に杉 崎 能 久 君

以上のとおり、委員会で互選されました。

◎選挙第2号～選挙第4号

○議長（黒岩 巧君） あわせまして、一部事務組合の議会議員につきましても選挙が必要と
なっています。

この際日程に追加し、追加日程第6、選挙第2号 西吾妻衛生施設組合議会議員の補欠選
挙について、追加日程第7、選挙第3号 西吾妻環境衛生施設組合議会議員の補欠選挙につ
いて、追加日程第8、選挙第4号 西吾妻福祉病院組合議会議員の補欠選挙についてを直ち

に議題として、関連がありますので、一括で選挙することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

追加日程第6、選挙第2号から追加日程第8、選挙第4号までを一括議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認め、議長より指名します。

初めに、選挙第2号の指名ですが、富澤重男君に替わり土 屋 匡 君

次に、選挙第3号の指名ですが、富澤重男君に替わり杉 崎 能 久 君

次に、選挙第4号の指名ですが、富澤重男君に替わり土 屋 匡 君

以上となります。

お諮りします。議長において報告のとおり、一部事務組合議会議員を指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、指名のとおり当選されました。

当選者が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。
よろしくお願いいたします。

以上で、本臨時会に付議された案件は議了しました。

お諮りします。本議会の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（黒岩 巧君） 以上をもちまして、令和7年5月第1回長野原町議会臨時会日程の全

てを終了しました。

臨時会を閉会とします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前 1 1 時 5 6 分

地方自治法第 1 2 3 条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

長野原町議会議長 黒 岩 巧

長野原町議会副議長 入 澤 信 夫

署 名 議 員 入 澤 信 夫

署 名 議 員 浅 沼 克 行